

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	青山 倫太郎
登録番号又は法人番号	1 4 4 5 1 3 1 5
所属する単位会	宮崎県行政書士会
事務所名称	あなたの行政書士事務所
事務所所在地	宮崎県宮崎市橘通東5丁目3番27号セイザンハイツ橘1F
処分年月日	令和4年4月1日
処分内容（種類）	廃業勧告（会員の権利の停止を含む）
上記処分をした理由	<p>法人（登録支援機関）の役員（支援責任者）として当時の入管の取扱いでは同法人が本来であれば受託できない特定技能（初回）取得許可申請の受託契約を法人として依頼者と締結し、同社の役員であった当該会員が資格者として職印を用いて申請を為すも、その申請後にコロナ禍で立ち行かなくなった同法人が業務を停止したことにより、行政庁に出された補正指示に応じることなく放置し、再三の依頼者からの問合せにも応じなかった。その結果、依頼者自らが取り下げなければならぬ状況を作り出し、依頼者が申請取下げ・不許可によって被った被害・逸した利益への補償及び前納された費用の返還請求に対して資格者として今日まで対処しておらず行政書士としての信頼を著しく失墜させた。傷病等で業務をできない状況にあったならば、復代理人の選任等依頼者の利益を最優先に対処をすべきであるにもかかわらず放置したため結果的に依頼者に多大な損害を与えた。</p> <p>更に、現在も問題のあった登録支援機関法人（名称を変更して存続）の役員として留まっており、今後も行政書士として問題を起こす可能性が著しく高いと思慮する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>■行政書士法 （行政書士の責務） 第十条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>（会則の遵守義務） 第十三条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>■行政書士法施行規則 （業務の公正保持等）</p>

第六条 行政書士は、その業務を行うに当っては、公正でなければならず、親切丁寧を旨としなければならない。

(業務取扱の順序及び迅速処理)

第七条 行政書士は、正当な事由がない限り、依頼の順序に従って、すみやかにその業務を処理しなければならない。

(他人による業務取扱の禁止)

第四条 行政書士は、その業務を他人に行わせてはならない。ただし、その使用人その他の従業者である行政書士(以下この条において「従業者である行政書士」という。)に行わせる場合又は依頼人の同意を得て、他の行政書士(従業者である行政書士を除く。)若しくは行政書士法人に行わせる場合は、この限りではない。

■宮崎県行政書士会会則

(処分)

第56条 会長は、法令、連合会会則、本会会則又は知事の処分に違反した会員若しくは行政書士の品位を害する重大な非行があった会員に対し必要な処分を行うことができる。

(個人会員に対する処分)

第57条 個人会員に対しては以下の処分を行うことができる。

(3) 廃業の勧告(会員の権利の停止を含む)